



働き方改革は進んでいますか？ 改正労基法の適用猶予が順次廃止されます 併せて改善基準告示が改正されます！

Point 1 自動車運転の業務においても時間外労働の上限規制が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、
2024（令和6年）4月1日から自動車運転の業務に従事する労働者にも上限規制が適用されます。

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
自動車運転の業務	上限規制は適用されない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない）。 ・ 時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。 ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

今ここ！変わります

時間外労働の上限が短くなります

待ったなし!!

改善基準告示が見直されます

令和6年4月～適用

時間外労働の上限規制

※所定労働時間8時間・休憩1時間と仮定
 $40H \times 52W = 2,080H$ （年間法定労働時間）
 $2,080 \div 8 = 260H$ （年間休憩時間）
 $293H \times 12M - 2,080 - 260 = 1,176H$
 [総拘束時間より算出]

現在 **一年 1,176時間***

2024（令和6）年4月1日～ **一年 960時間**

月18時間の削減が必要!!

改善基準告示の見直し

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前（年換算） 3,516時間	改正前（月換算） 原則：293時間 最大：320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則：3,300時間 最大：3,400時間	改正後 原則：284時間 最大：310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

Point 2 時間外労働の割増賃金率が変わりました

改正前の割増率	中小企業	25%	中小企業の猶予措置が 2023（令和5）年4月1日 に廃止されました。 60時間を超えた時間外労働に対し、 中小企業も5割以上の割増賃金を支払わねばなりません。
現行の割増率	中小企業	25% / 50%	

準備は進んでいますか？
こちらをチェック！

いま、考えてみませんか？
物流を支えるトラック運転者のこと。

企業のみなさまへ | 国民のみなさまへ | セミナー

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

ドライバーの長時間労働につながっているかもしれない問題やその解決につながる施策候補例なども確認できるサイトです。

簡単自己診断 | 始めてみよう改善活動

荷主のための物流ワンポイント講座 | トラック運転者の労働時間短縮動画セミナー

お困りごとはございますか？ご相談は①でも②でも承ります

① 静岡働き方改革推進支援センターにご相談ください



無料で専門家にご相談いただける
ワンストップ支援を目指す相談窓口があります

(厚生労働省静岡労働局委託事業)

人手不足に対応するため
にどのようにしたらよいか
か教えてほしい

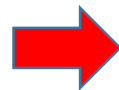
助成金を活用したいが利用
できる助成金が
わからない

労働時間を短縮したい

年次有給休暇の取得率を上
げるにはどうすればよいか



こんなお悩みはありませんか？



4つの取組をワンストップで支援します。
※すべての事業主の方がご利用いただけます。

取組1 長時間労働の是正

取組2 同一労働同一賃金

取組3 生産性向上による
賃金引上げ

取組4 人手不足の解消に
向けた雇用管理改善

そのお悩み、解決できるかもしれません！

働き方改革推進支援センターに ご相談ください

社労士などの専門家が無料で相談にのりアドバイスします。

【個別訪問によるコンサルティング】

労務管理の専門家（社会保険労務士）が訪問しコンサルティングを行います

【相談支援】 電話・メール・来所での相談にお答えします

【各種セミナー】 専門家によるセミナーを開催しています



静岡市葵区伝馬町18-8

アミイビルB1-B号

(受託者：株式会社タスクールPlus)

☎ 0800-200-5451 (通話無料)

✉ shizuoka@task-work.com

【受付時間】 午前9時～午後5時

(土日祝・年末年始を除く)



② 各署の労働時間相談・支援班にご相談ください



労働基準監督署の労働時間相談・支援班が
改正労働基準法・労務管理改善などのご説明・ご相談を賜ります

改正労基法の内容を
もっと聞きたい

☎わかりやすく丁寧にご説明します

もちろん
無料です

そもそも労働基準法には
どんなルールが定められ
ているの？

☎基本から丁寧にご説明します

労務管理上の課題を
探りたい

☎実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は
どう対応しているの？

☎他社の改革事例をご紹介できるかもしれません

労働基準
監督署

立入調査では
ないので
法違反の是正指導
はしません

★ 最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！ ★

浜松署 ☎ 053-456-8148

富士署 ☎ 0545-51-2255

磐田署 ☎ 0538-32-2205

沼津署 ☎ 055-933-5830

島田署 ☎ 0547-37-3148

三島署 ☎ 055-986-9100

静岡署 ☎ 054-252-8106

下田駐在事務所

☎ 0558-22-0649

